

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための、2018 年度
政府予算に係る意見書

(平成29年9月28日 原案可決)

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。(公財) 連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書では、7～8割の教員が一月の時間外労働が80時間(過労死ライン)となっていること、1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかになりました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2018年度政府予算編成において下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

- 1 教職員定数改善と子どもたちのゆたかな教育のために、教職員の充実をはかること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月28日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 宛

兵庫県篠山市議会
議長 渡辺 拓道